

18 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職で採用困難と認められる職、獣医学に関する専門的知識を有し採用困難と認められる職又はそれ以外の職で特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用に特別の事情があると認められる職に一定期間支給する。

条例第9条の2

(1) 支給要件

(ア) 支給する職

条例第9条の2

(i) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、次に掲げるものに採用された者

規則7-4-1第2条

a 離島その他のへき地に所在する公署に置かれる職で、採用による欠員の補充が著しく困難であると人事委員会が認めるもの

b 市及び町村に所在する公署のうち次に掲げるものに置かれる職で、採用による欠員の補充が困難であると人事委員会が認めるもの

〔昭和37年通知第93号〕

仙南保健福祉事務所、仙台保健福祉事務所、北部保健福祉事務所、北部保健福祉事務所栗原地域事務所、東部保健福祉事務所、東部保健福祉事務所登米地域事務所、気仙沼保健福祉事務所、子ども総合センター、中央児童相談所、北部児童相談所、東部児童相談所、リハビリテーション支援センター及び精神保健福祉センター

c a及びbに掲げる職以外の職

(ii) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる職((i)に掲げる職を除く)で人事委員会規則で定めるもの(注)

条例第9条の2

(iii) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる職で、行政職給料表、研究職給料表又は医療職給料表(二)の適用を受ける職員

規則7-4-1第2条第2項

(iv) (i) (ii) (iii)以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの(注)

(注)「人事委員会規則で定めるもの」に該当する職はない。

(イ) 職員の範囲

規則7-4-1第3条

(i) 前記(ア)(i)の職に採用された職員であって、その採用が大学(短期大学を除く。)卒業の日から35年を経過するまでの期間(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者については、人事委員会の定める経過期間)内に行われた職員

(ii) 前期(ア)(iii)の職に採用された職員であって、その採用が大学卒業の日から15年を経過するまでの期間内に行われた職員

(ウ) 支給要件の特例

規則7-4-1第4条

前記(ア)の職に在職する職員のうち、前記(イ)に定める職員の要件に準じて人事委員会が定める要件を満たしている者(以下「第4条各号該当職員」という。)に対しても、この手当を支給する。

(2) 支給期間及び支給額

規則7-4-1第6条

(ア) 支給期間

(i) 前記(1)(ア)(i)の場合 35年

(ii) 前記(1)(ア)(iii)の場合 15年

(イ) 支給額 職員の区分及び期間の区分に応じて、別表に掲げる額(注)

(注) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り

捨てた額とする。

※ この場合において、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対するこの表の適用については、大学(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものも含む。)卒業の日の属する月の翌月の初日からそれぞれ採用の日の前日又は第4条各号該当職員となった日の前日までの期間に相当する期間は、この手当は支給されていたものとする。

別表

期間の区分	職員の区分	1項職員〔前記(1)(ア)(i)〕			2項職員 〔同(iii)〕
		1種〔a〕	2種〔b〕	3種〔c〕	
	1年未満	414,800円	368,800円	308,600円	35,300円
1年以上	2年未満	414,800	368,800	308,600	33,300
2年以上	3年未満	414,800	368,800	308,600	31,300
3年以上	4年未満	414,800	368,800	308,600	29,300
4年以上	5年未満	414,800	368,800	308,600	27,300
5年以上	6年未満	414,800	368,800	308,600	25,300
6年以上	7年未満	414,800	368,800	308,600	23,300
7年以上	8年未満	414,800	368,800	308,600	21,300
8年以上	9年未満	414,800	368,800	308,600	19,300
9年以上	10年未満	414,800	368,800	308,600	17,300
10年以上	11年未満	414,800	368,800	308,600	15,300
11年以上	12年未満	414,800	368,800	308,600	13,300
12年以上	13年未満	414,800	368,800	308,600	11,300
13年以上	14年未満	414,800	368,800	308,600	9,300
14年以上	15年未満	414,800	368,800	308,600	7,300
15年以上	16年未満	414,800	368,800	308,600	
16年以上	17年未満	410,400	364,800	305,300	
17年以上	18年未満	406,000	360,800	302,000	
18年以上	19年未満	401,600	356,800	298,700	
19年以上	20年未満	397,200	352,800	295,400	
20年以上	21年未満	392,800	348,800	292,100	
21年以上	22年未満	373,400	331,900	278,300	
22年以上	23年未満	353,600	314,700	264,300	
23年以上	24年未満	334,300	298,000	250,800	
24年以上	25年未満	314,900	281,100	236,900	
25年以上	26年未満	295,400	264,200	223,200	
26年以上	27年未満	272,700	243,400	205,600	
27年以上	28年未満	250,500	223,000	188,500	
28年以上	29年未満	228,100	202,600	171,200	
29年以上	30年未満	205,300	181,800	153,600	
30年以上	31年未満	180,500	159,900	135,600	
31年以上	32年未満	155,600	138,000	117,300	
32年以上	33年未満	131,000	116,300	99,400	
33年以上	34年未満	92,900	84,400	73,400	
34年以上	35年未満	57,600	54,600	49,100	

(3) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

規則7-41第9条